

# 地方交付税の復元・増額 に関する提言

～ 地域主権構築の基盤づくり～

平成 21 年 11 月 25 日

全 国 知 事 会

( 地方交付税問題小委員会 )

# 地方交付税の復元・増額に関する提言

## ～地域主権構築の基盤づくり～

明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換するための基本は、地方税財政制度の充実強化による地方財政基盤の確立にあり、その中核となるのは、住民生活に直結する福祉、教育、地域経済の振興などの地方行政を支える地方交付税の復元・増額である。

このため、我々全国知事会は、来年度予算において必要となる地方交付税総額を確保することはもとより、将来にわたり国民生活の不安を払拭し、日本の未来を切り開くため、地方交付税機能を復元・強化することを求める。

平成22年度概算要求においては、交付税率の引き上げや、出口ベースで地方交付税総額の1兆円増額が要求されている。【図表1】

今後の地方財政計画の策定に向けては、社会保障や経済雇用対策など地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、経済状況を注視し税収等を的確に見込んだうえで、財源不足を適正に算定した地方財政対策を早期に示し、地方の予算編成が円滑に行えるよう配慮を求める。

### 1 地方交付税の復元・増額

地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠

～地方交付税は地方財政を支える地方固有財源～

地方の財政基盤は地方税だけでなく、地方交付税に大きく支えられている。とりわけ、47都道府県のうち半数近くの自治体において、歳入に占める地方交付税の割合が地方税の割合を上回っている。【図表2】

地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域にも一定の行政サービスの提供を保障するため、地方の固有財源として、国が地方に代わって徴収するものである。

来年度の地方交付税総額の決定にあたっては、こうした地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図ること。

<地方交付税の地方財源に占める割合等 平成20年度決算ベース>

47都道府県中、歳入に占める地方交付税の割合が地方税等よりも高い都道府県数  
22道県

都道府県の歳入に占める地方交付税の割合（平均） 27.1%

## 地方交付税の地域間格差是正機能の復元と増額

広がる地域間格差や深刻な地方財政の状況に鑑み、日本の元気を取り戻すため、地方交付税の地域間格差是正機能を復元し、これまで削減されてきた地方交付税を増額すること。

このため、平成 22 年度地方財政計画においては、景気低迷等による地方税等の減収を実態に即して的確に見込んだうえで、概算要求で示された地方交付税総額（出口ベース）の 1 兆円の増額はもとより、必要となる地方交付税総額を確保すること。【図表 3,4,5】

< 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況 >

1.73（地方税） 1.03（地方税 + 交付税等）  
1.71（地方税） 1.19（地方税 + 交付税等）

< 地方歳出（水準超経費除く）合計 >

85.7兆円 21 81.3兆円( 4.4兆円)

< 地方交付税（出口ベース）の推移 >

18.0兆円 21 15.8兆円( 2.2兆円) 22要求 16.9兆円(+ 1.1兆円)

< 地方財政計画の税収に対する決算見込(推計)額 >

8,455 億円 16,429 億円 21 11,717 億円（推計）

## 社会保障や経済雇用対策のための地方の財政需要の適切な積み上げ

国においては、社会保障に係る経費の増嵩分が予算規模を拡大させているが、地方は、地方財政計画の規模の水準を抑えられている結果、社会保障関係費の増嵩がその他の経費を大幅に圧縮している。

地域における福祉サービスを安定的に供給することはもとより、日本経済を支える地域経済を活性化するため、地域の実情に応じた施策展開のための財政需要を適切に積み上げること。

このため、平成 22 年度地方財政対策においては、概算要求で示された地域雇用創出推進費の継続等の措置に加え、地方単独の一般行政経費の増額や投資的経費の前年度並み水準の確保を実現すること。【図表 6】

< 一般歳出とそのうちの社会保障関係費の推移（地財ベース） >

21 国 : 一般歳出 +4.1兆円(+ 8.6%)  
: 社会保障関係費 +5.8兆円(+ 30.5%)  
地方: 一般歳出 3.5兆円( 5.0%)  
: 社会保障関係費 +4.2兆円(+ 61.8%)

## 義務的経費等の交付税算入不足、標準的行政経費の未算入の解消

公債費、医療関係費など義務的経費等において、基準財政需要額が決算額を大きく下回っていることから、算入不足を解消するよう地方交付税を増額すること。【図表 7】

また、地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害者等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。【図表 8】

### < 主な算入不足事例（算入不足額・算入率） >

生活保護	441億円（93.3%）
難病治療研究	393億円（42.1%）
警察給与	1,562億円（92.3%）
義務教員給与	2,770億円（91.4%）
病院事業繰出	1,645億円（31.9%）
公債費	19,007億円（82.7%）
等	計約2.7兆円

### < 交付税措置のない単独事業の主なもの（20年度地方決算額・実施都道府県数） >

乳幼児医療費補助金	1,429億円（47団体）
ひとり親家庭医療費補助金	525億円（47団体）
障害者医療費補助金	2,367億円（47団体）
等	計約5,000億円

## 2 交付税率の引き上げ等による交付税原資の充実 交付税率の引き上げと予見可能性の向上

常態化している地方財政収支の財源不足に対し、これまで臨時財政対策債や特例加算等年度ごとに特別な対策を講じてきたが、平成 22 年度には財源不足額が 13.4 兆円を上回る見込みである。平成 22 年度は財源不足への対応ルールの見直しの年にあたるが、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく地方財政制度の改正や交付税率の変更などを行うべき状況となっていることに鑑み、抜本的に交付税原資の充実を図ること。【図表 9】

このため、平成 22 年度地方財政対策においては、概算要求で示された財源不足の補てんに係る国負担分相当額について交付税率を引き上げ、3 年間固定することにより地方交付税の予見可能性の向上を図ること。

### < 地方財政計画の地方財源不足額 >

4.4 兆円	5.2 兆円	21	10.5 兆円	22要求	13.4 兆円(見込み)
--------	--------	----	---------	------	--------------

### < 国税 5 税の交付税率 >

所得税	32.0%	法人税	34.0%	酒税	32.0%	消費税	29.5%	たばこ税	25.0%
-----	-------	-----	-------	----	-------	-----	-------	------	-------

## 三位一体改革で削減された地方固有財源の復元

三位一体改革による所得税の税源移譲に伴い理由なく削減された1兆円の交付税原資については、元来地方の固有財源であることから、速やかに復元すること。

このため、平成22年度地方財政対策においては、概算要求で示されたように、所得税税源移譲額の交付税率相当額(約1兆円以上)を復元すること。なお、この復元は本来法定率の引き上げにより実現すべきであること。

### < 所得税税源移譲額の交付税率相当額 >

平成18年度税源移譲の際に措置すべき交付税財源を手当てするためには、所得税の交付税率を32%から40%に引き上げる必要があった。

(約3兆円×0.32 約1兆円)

これを平成22年度の税収見込額で置き換えると1兆1,512億円。

(143,896億円×8%)

## 3 制度改革に際しての地方への配慮

地方に密接に関連する制度改革については、国と地方の協議の場等を通じて、地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財源負担や事務負担を生じさせないように配慮すること。

特に子ども手当や公立高校の実質無償化のための現金給付は、全国一律に給付するもので地方の裁量や工夫の余地がないことから全額国が負担すること。

また、今年度、新型インフルエンザワクチン接種などの地方負担に見られるように、年度途中の制度改革等に伴う負担を一方的に地方に押しつけないこと。

なお、こうした地方負担に対しては、年度当初に総額が決まっている特別交付税ではなく、全ての団体に適切な財源措置を別途講じること。【図表10】

### < 新政権が予定している来年度新規施策必要額 >

子ども手当	2.7兆円	
公立高校の実質無償化	0.5兆円等	計7.1兆円

### < 平成21年度における新型インフルエンザワクチン接種に係る地方負担 >

都道府県	225億円	
市町村	225億円	計450億円

#### 4 暫定税率廃止等税制改正に伴う地方財源縮減等への配慮

自動車関係諸税の暫定税率廃止等に伴う地方税の減収、国から地方への交付金等の縮減等については、地方税の充実や特別交付金などにより、地方財政に支障が生じないように、適切な財源措置を講じること。

とりわけ、暫定税率廃止で見込まれる地方税の 8,100 億円の減収については、地球温暖化対策と整合性のとれた地方税制の構築や地方の自主財源の確保のため、「地方環境税(仮称)」の創設を基本として対応すること。

また、暫定税率の廃止に伴う揮発油税等国税の減収が、国から地方への道路整備等のための交付金や補助金の縮減につながらないように、現在の地方財源(1兆3,000億円)を確保する観点から、引き続き地方枠として総額を確保すること。【図表 11,12】

さらに、国の財源の減少により、必要な地方の社会資本整備が遅れることのないよう配慮すること。

< 暫定税率廃止による地方の直接的な減収(平成 21 年度) >

自動車取得税・軽油引取税	5,800 億円	
譲与税(地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税)	2,300 億円	計 8,100 億円

< 道路整備に係る国から地方への移転財源(平成 21 年度) >

地域活力基盤創造交付金	9,400 億円	
補助金	3,600 億円	計 1兆3,000 億円

#### 5 補助金の一括交付金化にあたっての地方交付税の確保等

国の補助事業の一括交付金化にあたっては、個々の補助金の目的や意義などを十分に踏まえ、補助金ごとにそのあり方を検証し、地方の意見を適切に反映したうえで判断すること、三位一体改革の際のように、補助金のスリム化に伴う地方負担分の削減を上回る地方交付税の不合理な削減を行わないこと、一括交付金化されたとしても、従前の補助事業の地方負担によるとされた交付税相当額を地方の財政需要として適切に積み上げ、確実に財源措置すること、等に留意して検討すること。

## 6 国を上回る地方の行革努力を踏まえた対応

地方財政計画の地方歳出抑制方針により、地方は給与カット、職員定数削減等の懸命の行革努力を行ってきたが、警察職員など国関連給与費、生活保護などの国庫補助関連一般行政経費など国関連経費のウェイトが高まっており、そのしわ寄せが地方の実情に応じた行政展開を図るための地方単独の一般行政経費や投資的経費の縮減となって現れている。

このように、既に地方では国を上回る行革努力を行っている状況を十分認識したうえで、地方交付税の復元・増額を図ること。【図表 13,14,15,16,17】

### < 国関連経費の推移（地方財政計画ベース） >

国関連経費	27.8兆円	21	30.1兆円	( +8.3%)
地方単独経費	58.4兆円	21	52.5兆円	( 10.1%)

### < 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組 >

給料	38団体	( カット率10% ~ 1.0% )	H11 ~ 23
管理職手当	40団体	( カット率25% ~ 1.5% )	H10 ~ 23
期末・勤勉手当	15団体	( カット率30% ~ 2.0% )	H10 ~ 23
		削減(見込)額	1兆4,718億円

### < 国・地方一般行政職員の比較 >

国	530,120人	520,152人	( 9,968人・ 1.9% )
地方	1,113,587人	976,014人	( 137,573人・ 12.4% )

図表1 平成22年度地方交付税概算要求状況

平成22年度の概算要求では、入口ベースで、事項要求での交付税率引き上げ等による4.3兆円、所得税税源移譲額の交付税相当額の1兆円により、出口ベースで1兆円の増額となっている。

(単位:億円)

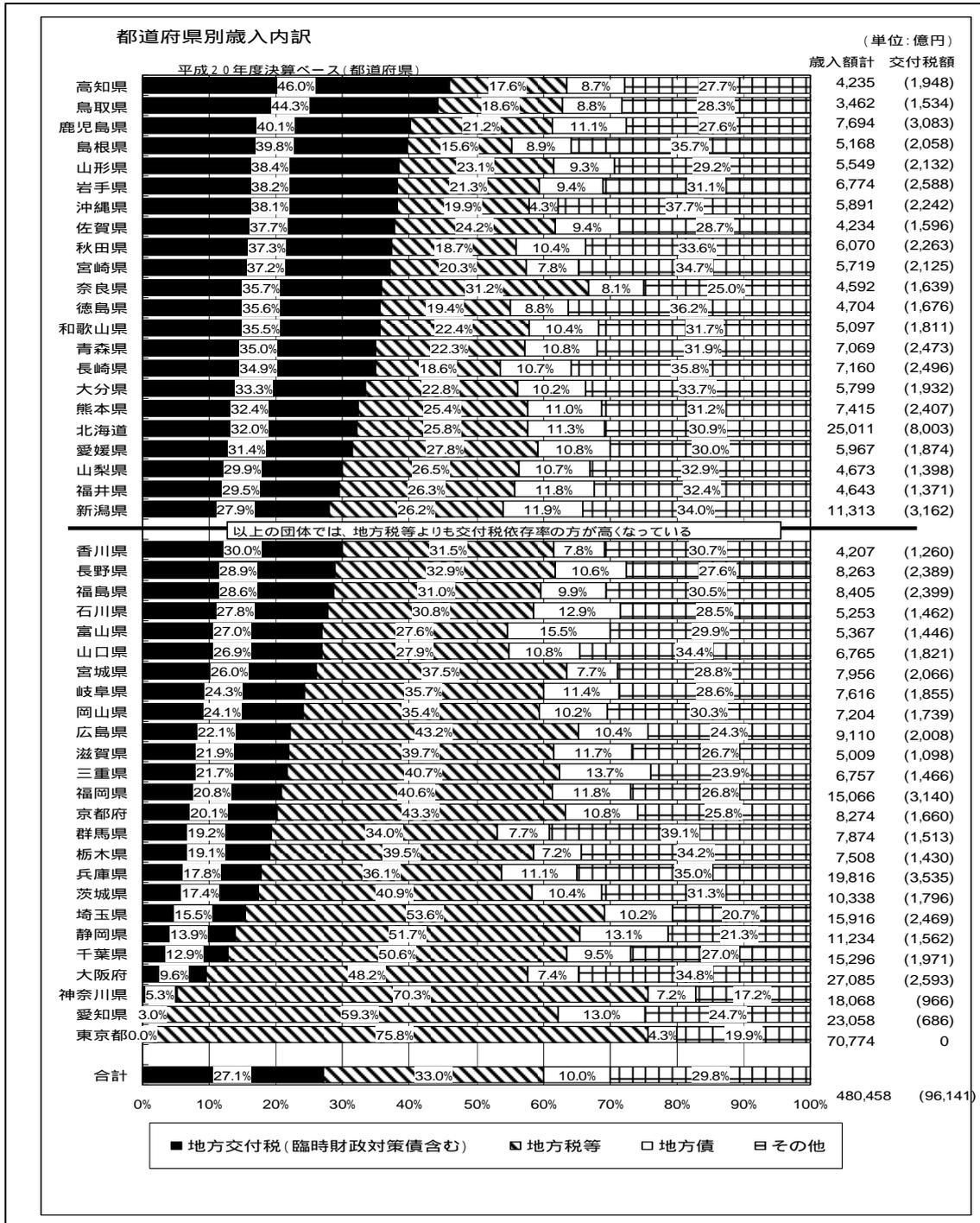
区 分		平成22年度 当初要求額 A	平成21年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B(%)
一 般 会 計	国税5税の法定率分	110,790	118,329	7,539	6.4
	所得税×32%	46,047	49,830	3,783	7.6
	酒税×32%	4,505	4,544	39	0.9
	法人税×34%	30,997	35,850	4,853	13.5
	消費税×29.5%	28,017	29,884	1,866	6.2
	たばこ税×25%	2,100	2,108	8	0.4
	(小計)	111,665	122,215	10,550	8.6
	過年度精算分	876	3,886	3,010	77.5
	一般会計からの加算分	17,561	42,784	25,223	59.0
	事項要求(交付税率引き上げ等)	43,207	0	43,207	皆増
事項要求(所得税税源移譲額の交付税相当額)	11,512	0	11,512	皆増	
計(入口ベース) + + + =	183,069	161,113	21,956	13.6	
特別 会計	特別会計借入金償還額等	13,784	2,910	10,874	373.6
地方交付税総額(出口ベース) +		169,285	158,202	11,083	7.0

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

(H21.10 総務省概算要求資料より抜粋)

図表2 歳入に高いウェイトを占める地方交付税（都道府県 平成20年度決算）

特に財政力の弱い自治体においては、歳入における地方交付税の割合が4割にも及び、全国民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠である。



地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

「地方税等」: 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」: 国庫支出金等。

(H21.11 全国知事会作成)

図表3 拡大する地域間格差 減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 1.03 ポイントであったものが、平成 20 年度決算額をもとに試算したところ、格差は 1.19 ポイントとなった。

	H15		H20	
	地方税	地方税 + 交付税等	地方税	地方税 + 交付税等
都道府県間 歳入格差 (平均)	1.73	1.03	1.71	1.19

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県間格差の全国平均を試算。

(H21.11 全国知事会作成)

地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15 H20) (全都道府県)

	H15		H20		H20 - H15	
	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税
	A	B	C	D	E(C-A)	F(D-B)
北海道	2.10	0.83	2.17	0.99	+0.07	+0.16
青森県	2.42	0.84	2.39	0.99	0.03	+0.15
岩手県	2.44	0.81	2.43	0.96	0.01	+0.15
宮城県	1.91	1.02	1.97	1.20	+0.06	+0.18
秋田県	2.55	0.77	2.52	0.92	0.03	+0.15
山形県	2.34	0.84	2.34	1.00	+0.00	+0.16
福島県	2.06	0.94	2.06	1.13	+0.00	+0.19
茨城県	1.88	1.12	1.81	1.32	0.07	+0.20
栃木県	1.74	1.07	1.74	1.27	+0.00	+0.20
群馬県	1.90	1.07	1.87	1.28	0.03	+0.21
埼玉県	1.96	1.39	1.89	1.58	0.07	+0.19
千葉県	1.85	1.34	1.82	1.53	0.03	+0.19
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	1.57	1.30	1.57	1.49	+0.00	+0.19
新潟県	2.02	0.91	2.04	1.06	+0.02	+0.15
富山県	1.84	0.86	1.84	1.07	+0.00	+0.21
石川県	1.81	0.86	1.79	1.03	0.02	+0.17
福井県	1.67	0.77	1.72	0.96	+0.05	+0.19
山梨県	1.91	0.80	1.87	0.98	0.04	+0.18
長野県	1.95	0.90	1.98	1.08	+0.03	+0.18
岐阜県	1.94	1.01	1.91	1.20	0.03	+0.19
静岡県	1.61	1.15	1.63	1.35	+0.02	+0.20
愛知県	1.38	1.17	1.38	1.31	+0.00	+0.14
三重県	1.82	1.01	1.76	1.20	0.06	+0.19
滋賀県	1.82	0.97	1.76	1.21	0.06	+0.24
京都府	1.89	1.06	1.79	1.25	0.10	+0.19
大阪府	1.58	1.18	1.63	1.39	+0.05	+0.21
兵庫県	1.84	1.08	1.80	1.27	0.04	+0.19
奈良県	2.27	1.02	2.27	1.22	+0.00	+0.20
和歌山県	2.26	0.85	2.18	0.99	0.08	+0.14
鳥取県	2.29	0.71	2.33	0.84	+0.04	+0.13
島根県	2.33	0.64	2.32	0.75	0.01	+0.11
岡山県	1.96	0.95	1.91	1.15	0.05	+0.20
広島県	1.83	1.02	1.77	1.20	0.06	+0.18
山口県	2.04	0.93	1.97	1.11	0.07	+0.18
徳島県	1.98	0.78	2.15	0.93	+0.17	+0.15
香川県	1.98	0.94	1.96	1.12	0.02	+0.18
愛媛県	2.30	0.94	2.19	1.12	0.11	+0.18
高知県	2.50	0.71	2.52	0.84	+0.02	+0.13
福岡県	1.99	1.13	1.98	1.31	0.01	+0.18
佐賀県	2.32	0.84	2.23	0.99	0.09	+0.15
長崎県	2.66	0.88	2.57	1.02	0.09	+0.14
熊本県	2.49	0.94	2.42	1.12	0.07	+0.18
大分県	2.26	0.86	2.20	1.03	0.06	+0.17
宮崎県	2.61	0.86	2.44	1.00	0.17	+0.14
鹿児島県	2.60	0.85	2.55	0.99	0.05	+0.14
沖縄県	2.90	1.01	2.75	1.15	0.15	+0.14
計	1.73	1.03	1.71	1.19	0.02	+0.16
(東京都除き)	1.88	1.03	1.88	1.22	+0.00	+0.19

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算

決算ベースで試算

上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収+地方交付税の「東京都/各都道府県」の数値である。

(数値が大きいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例:2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す)

税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む。

C欄のH20地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算

(H21.11 全国知事会作成)

図表4 地方交付税の大幅削減と地方一般財源総額の減少

地方税の増加にも関わらず、三位一体の改革、基本方針2006により、地方交付税が出口ベースで大幅に削減され、地方の一般財源総額は減少している。

(単位：兆円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
別枠加算	-	-	-	-	-	-	1.0
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2
<b>地方交付税等</b>	<b>23.9</b>	<b>21.1</b>	<b>20.1</b>	<b>18.8</b>	<b>17.8</b>	<b>18.2</b>	<b>21.0</b>
<b>&lt;各年度 - H15&gt;</b>	<b>-</b>	<b>2.8</b>	<b>3.8</b>	<b>5.1</b>	<b>6.1</b>	<b>5.7</b>	<b>2.9</b>
地方税	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	36.2
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.8
税源移譲等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1
計	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9
<b>&lt;各年度 - H15&gt;</b>	<b>-</b>	<b>2.6</b>	<b>2.8</b>	<b>2.8</b>	<b>1.9</b>	<b>1.6</b>	<b>2.5</b>

その他：地方譲与税、地方特例交付金等、減税補填債

税源移譲等：税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金（税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金など国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたものであるため、一般財源総額から差し引いている。）

(H21.6 全国知事会作成)

図表5 地方財政計画を割り込む地方税収

平成20年度の地方財政計画上の税収見込額については、景気後退の影響により、現実の決算額との間において、16,429億円の不足が生じた。平成21年度においても、7月末収入額等をベースに決算額を推計すると、約1.2兆円もの不足が生じる見込みで、3年連続計画割れになる見込み。

(単位:億円)

税目	20年度 地財計画額	20年度 決算見込額	対20地財		21年度 地財計画額	21年度 決算推計額	対21地財		
			増減額	増減率			増減額	増減率	
道府県税	個人県民税	50,292	49,593	699	1.4	49,843	48,518	1,325	2.7
	法人二税	69,237	59,880	9,357	13.5	37,916	36,416	1,500	4.0
	地方消費税	25,155	24,428	727	2.9	25,464	24,701	763	3.0
	その他 (利子割を含む)	43,719	41,686	2,033	4.7	40,995	39,555	1,440	3.5
	道府県税計	188,403	175,587	12,816	6.8	154,218	149,190	5,028	3.3
市町村税	市町村民税	101,890	98,772	3,118	3.1	93,211	88,222	4,989	5.4
	固定資産税	87,962	87,432	530	0.6	88,148	86,647	1,501	1.7
	都市計画税	12,049	12,248	199	1.7	12,202	12,319	117	1.0
	その他	14,399	14,236	163	1.1	14,081	13,765	316	2.2
	市町村税計	216,300	212,688	3,612	1.7	207,642	200,953	6,689	3.2
地方税計	404,703	388,274	16,429	4.1	361,860	350,143	11,717	3.2	

- (注) 1. 20年度決算見込額は、地方公共団体からの速報値を集計したものである(最終的な決算額とは異同が生じることがある)。  
 2. 「地方財政計画額ベース」とは、超過課税分、法定外税及び法人道府県民税に係る利子割還付分を控除した額である。  
 3. 「個人県民税」は、均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割の合計である。  
 4. 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。  
 5. 21年度決算推計額は、前年度における7月末収入額と決算額の割合を乗じて推計(なお市町村税は6月末の政令指定都市、中核市等72市の値により推計)。

(H21.10 全国知事会作成)

図表6 大幅に増加した地方の社会保障関係費、国以上に減少した地方のその他経費

国は、平成21年度の社会保障関係費が平成15年度から30.5%伸び、一般歳出も8.6%伸ばしているのに対し、地方では、平成21年度の社会保障関係費が平成15年度から61.8%伸びているのに対し、一般歳出は5.0%の減と、歳出規模が抑えられている。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位：兆円、%)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H15		
								増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	3.6	4.2%	
歳入	地方債	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	3.3	21.9%
	地方債を除く歳入	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	0.3	0.4%
	うち地方税+地方交付税	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	1.2	2.4%
歳出	公債費	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	0.5	3.6%
	公債費を除く歳出	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	3.1	4.3%
	うち地方一般歳出	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	3.5	5.0%
	社会保障関係費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	+4.2	+61.8%
	その他の経費	62.9	60.5	58.9	57.3	55.6	55.2	55.2	7.7	12.2%

地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

【国の状況（当初予算ベース）】

(単位：兆円、%)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H15		
								増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	+6.7	+8.2%	
歳入	国債（公債金）	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	3.1	8.5%
	国債を除く歳入	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	+9.8	+21.6%
	うち国税	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	+4.3	+10.3%
歳出	国債費	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	+3.4	+20.2%
	国債費を除く歳出	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	+3.3	+5.1%
	うち国一般歳出	47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	47.3	51.7	+4.1	+8.6%
	社会保障関係費	19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	+5.8	+30.5%
	その他の経費	28.6	27.8	26.9	25.8	25.9	25.5	26.9	1.7	5.9%

国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

(H21.11 全国知事会作成)

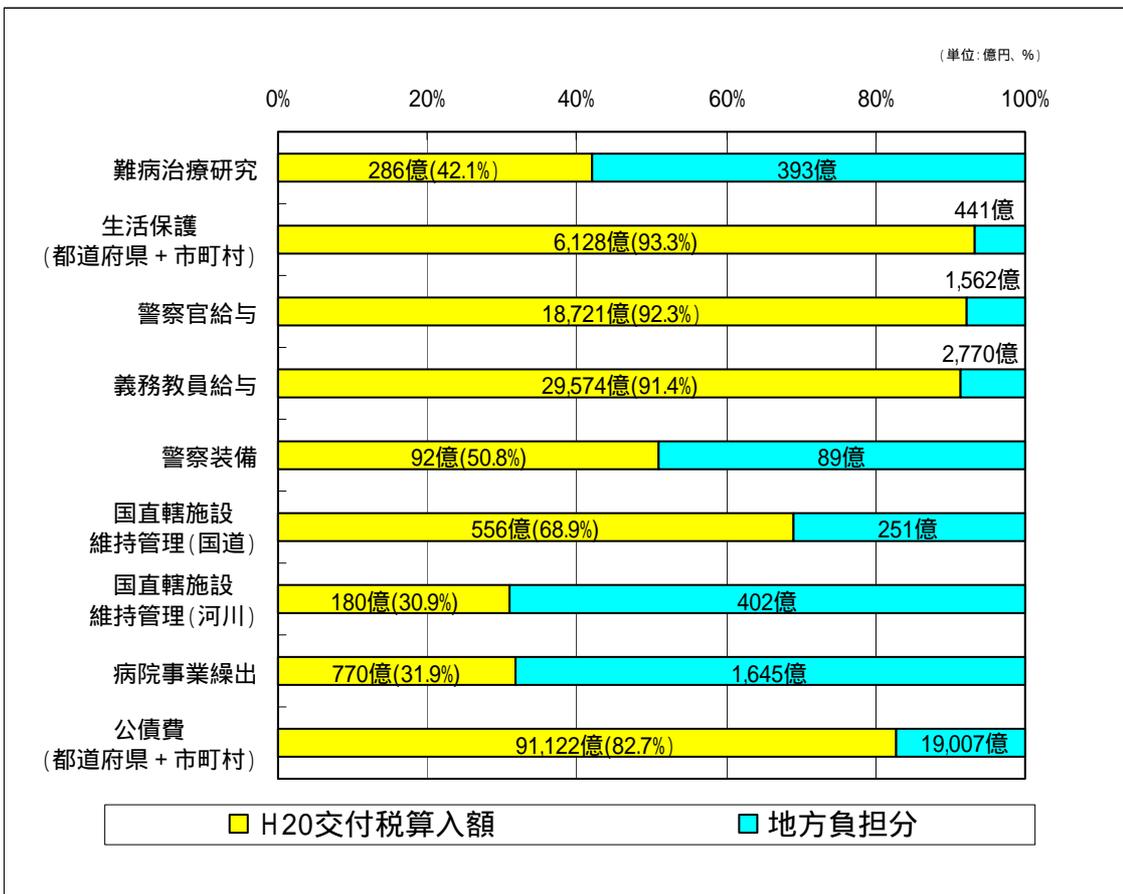
図表7 決算額と大幅に乖離する義務的経費の交付税措置額

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも約2.7兆円もの大きな乖離が存在。

交付税措置額と決算額の乖離

(単位: 億円)

区分	乖離額	備考
難病治療研究	393	H20都道府県決算
生活保護	441	H20都道府県・H19市町村決算
警察官給与	1,562	H20都道府県決算
義務教員給与	2,770	H20都道府県決算
警察装備	89	H20都道府県決算
国直轄施設維持管理(国道)	251	H20都道府県決算
国直轄施設維持管理(河川)	402	H20都道府県決算
病院事業繰出	1,645	H20都道府県決算
公債費	19,007	H20都道府県・H19市町村決算
合計	26,560	



決算額・・・H20都道府県決算額

交付税算入額・・・H20基準財政需要額

生活保護費・・・都道府県 (H20決算額) + 市町村 (H19決算額)

病院事業繰出金・・・特別交付税分を含む。

公債費・・・都道府県 (H20決算額) + 市町村 (H19決算額)

但し、公債費については、都道府県分・市町村分ともに留保財源相当額を除く。

(H21.11 全国知事会作成)

図表8 全国的に定着した交付税未算入の地方行政サービス

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、交付税措置されていないものが多い。

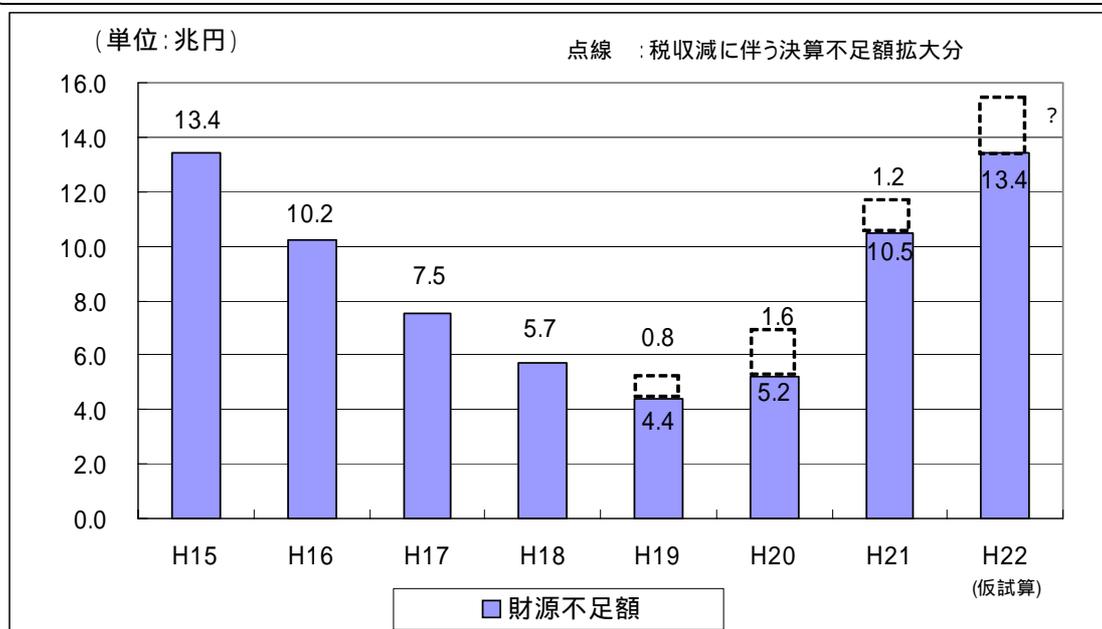
事業名	20年度決算額（億円）			実施都道府県数
	都道府県	市町村	合計	
乳幼児医療費補助金	654	775	1,429	47
ひとり親家庭医療費補助金	251	274	525	47
障害者医療費補助金	1,210	1,157	2,367	47
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	294	-	294	47
県単警察官職員給与費	343	-	343	40
合計	2,752	2,206	4,958	

市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

(H21.11 全国知事会作成)

図表9 拡大する地方の財源不足額（地方財政計画ベース）

平成20年度以降、地方の財源不足額は拡大傾向に転じ、さらに、地方財政計画の税収見込額に対し、決算不足額が拡大している。



平成19年度以降に生じた税収の対地財減少額を点線で記載。

(H21.10 全国知事会作成)

図表10 民主党マニフェスト実現のための所要額

新政権が22年度に予定している「子ども手当」「高校教育無償化」等の新規施策の実現には、7.1兆円もの多大な財源が必要。

事業名	必要な財源
子ども手当	2.7兆円
ガソリン税等の暫定税率廃止	2.5兆円
医療・介護の再生	1.2兆円
公立高校の実質無償化	0.5兆円
年金記録問題への対応、雇用対策など	0.2兆円
計	7.1兆円

2010年度の子ども手当は半額実施。

図表11 暫定税率廃止による地方への影響

暫定税率が廃止された場合、国からの譲与税、自動車取得税、軽油引取税等地方税の減収分は、約8,100億円の財源不足が生じる。

また、道路整備に係る国から地方への移転財源は1兆3,000億円にのぼっている。

区分	内 訳	
地方税の暫定税率分	自動車取得税	835億円
	軽油引取税	4,942億円
	<b>計</b>	<b>5,777億円</b>
国からの譲与税	地方揮発油譲与税(暫定税率分)	433億円
	自動車重量譲与税(暫定税率分)	1,845億円
	<b>計</b>	<b>2,278億円</b>
<b>合 計</b>		<b>8,055億円</b>

平成21年度地方財政計画ベース

(H21.11 全国知事会作成)

(参考) 道路整備に係る国から地方への移転財源

内 訳	金 額
地域活力基盤創造交付金	9,400億円
補助金	3,645億円
<b>計</b>	<b>13,045億円</b>

平成21年度地方財政計画ベース

(H21.11 全国知事会作成)

図表12 自動車関係諸税収入の状況

平成 21 年度における自動車関係諸税収入額は、国・地方を併せて約 5 兆円で、その約半分が暫定税率分となっている。

(単位:億円)

税 目 等		H21収入		財 源 の 帰 属 等
		税収	うち暫定税率上乘せ分	
国	揮発油税	26,280	(13,140)	地方への交付金、補助金として一部交付
	自動車重量税	5,007	(2,799)	
	計	31,287	(15,939)	
地 方	地方揮発油譲与税	2,812	(433)	都道府県・政令市 58% 市町村 42%
	自動車重量譲与税	3,300	(1,845)	市町村
	自動車取得税	2,533	(835)	都道府県・政令市 30% 市町村 70%
	軽油引取税	9,277	(4,942)	都道府県・政令市
	計	17,922	(8,055)	
国・地方 合計		49,209	(23,994)	

(H21.11 全国知事会作成)

図表13 国関連経費の増加と地方単独経費の大幅減

国関連経費と地方単独経費を比較した場合、国関連経費が4.2%伸びているのに対し、地方単独経費は逆に4.2%削減されており、国関連事業が地方単独事業を圧迫している。

(単位:億円)

	平成15年度		平成21年度		増減 (21-15)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
給与関係経費	234,383	100.0	221,271	100.0	13,112
国関連給与	94,565	40.3	93,844	42.4	721
義務教育職員	67,311	28.7	66,453	30.0	858
警察職員	27,254	11.6	27,391	12.4	137
一般職員、消防職員等	139,131	59.4	127,427	57.6	11,704
一般行政経費	210,263	100.0	272,608	100.0	62,345
国庫補助関連経費	99,768	47.4	146,136	53.6	46,368
国庫補助負担金を伴うもの	98,414	46.8	122,887	45.1	24,473
一般財源化分	1,354	0.6	23,249	8.5	21,895
国庫補助負担金を伴わないもの(一般財源化分を除く)	110,495	52.6	126,472	46.4	15,977
一体的乖離是正分による影響を除く	110,495	-	106,972	-	3,523
公債費	137,673		132,955		4,718
維持補修費	10,068		9,678		390
投資的経費	232,868	100.0	140,617	100.0	92,251
国庫補助関連経費	84,068	36.1	61,020	43.4	23,048
投資補助(国直轄負担金を含む)	84,068	36.1	59,809	42.5	24,259
投資単独(一般財源化分)	0	0.0	1,211	0.9	1,211
投資単独(一般財源化分を除く)	148,800	63.9	79,597	56.6	69,203
公営企業繰出金	32,052		26,628		5,424
不交付団体水準超経費	4,800		12,800		8,000
地方再生対策費、地域雇用創出推進費	-		9,000		皆増
計	862,107	100.0	825,557	100.0	36,550
国関連経費(の計)	278,401	32.3	301,000	36.5	22,599
地方単独経費	583,706	67.7	524,557	63.5	59,149
補助率カットによる地方負担増分を除く	583,706	-	512,909	-	70,797

義務教育費国庫負担金、児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金

(H21.7 全国知事会作成)

図表14 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

都道府県では、多くの団体で給与カット等、歳出削減に取り組んでいる。

種類	団体数	カット率	実施(予定)期間	削減(見込)
給料	38	10%～1.0%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末・勤勉手当	15	30%～2.0%	H10～23	

団体数は、上記実施(予定)期間において実施した団体を計上。

(H21.6 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

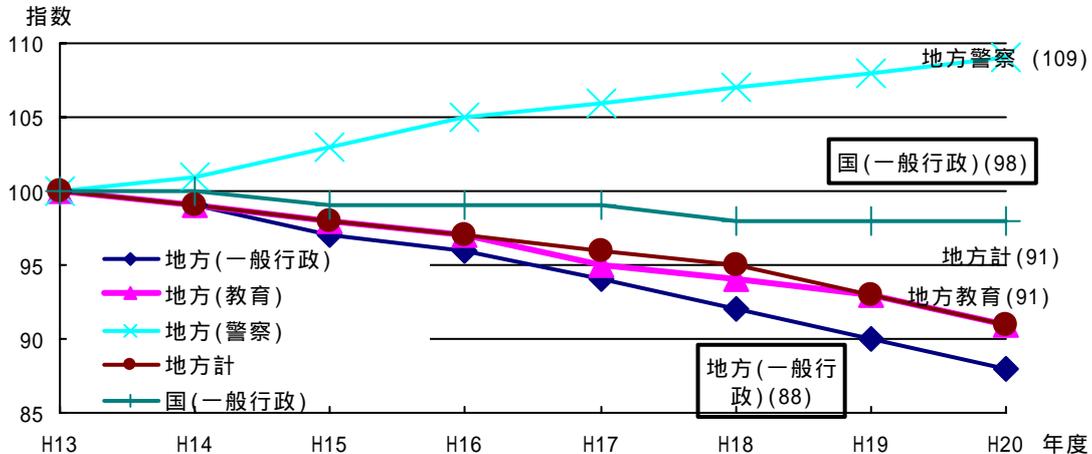
近年の地方公共団体職員の給与水準は、国の職員の給与水準を下回っている。

	平成13年	平成20年
全地方公共団体平均	100.5	98.7

(H21.4「地方公務員給与実態調査」より)

図表15 国と地方の公務員数の推移

地方では警察職員が増加しているにもかかわらず、全体として、国を上回る規模で一般行政職員を抑制。



図表16 国・地方一般行政職員の比較

	H13	H20	H20 - H13	H13～H20増加率
国	530,120人	520,152人	9,968人	1.9%
地方	1,113,587人	976,014人	137,573人	12.4%

国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

国(一般行政) 地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化 (H21.6 全国知事会作成)

図表17 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

地方は、出先機関改革や第3セクターの統廃合など様々な行革努力を進めている。

区 分	団体数	統廃合	備 考
都道府県出先機関	47	937 箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	41	441 箇所	

(H21.7 全国知事会作成)

(参考) 平成22年度地方財政収支の10月仮試算

区 分	21年度	22年度		
		増減	伸び率(%)	
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%
給与関係経費	22.1	21.3	0.8	3.7
一般行政経費	27.3	29.1	1.8	6.7
うち単独	13.8	15.4	1.5	11.1
地方再生対策費	0.4	0.4	0.0	0.0
地域雇用創出推進費	0.5	0.5	0.0	0.0
投資的経費	14.1	13.8	0.3	2.1
直轄・補助	6.0	5.7	0.3	5.0
単独	8.1	8.1	0.0	0.0
その他	18.2	17.9	0.3	1.7
<b>一般歳出計</b>	<b>66.2</b>	<b>66.9</b>	<b>0.7</b>	<b>1.1</b>
<b>計</b>	<b>82.6</b>	<b>82.9</b>	<b>0.4</b>	<b>0.5</b>
(歳入)				
地方税等	37.6	36.6	1.1	2.8
地方税	36.2	34.2	2.0	5.4
地方譲与税	1.5	2.4	0.9	63.0
地方特例交付金等	0.5	0.3	0.2	39.8
地方交付税	15.8	16.9	1.1	7.0
国庫支出金	10.3	9.9	0.4	3.5
地方債	11.8	12.7	0.9	7.4
うち臨時財政対策債	5.1	6.4	1.3	24.9
その他	6.5	6.5	0.0	0.0
<b>「一般財源」</b>	<b>59.1</b>	<b>60.2</b>	<b>1.2</b>	<b>2.0</b>
<b>計</b>	<b>82.6</b>	<b>82.9</b>	<b>0.4</b>	<b>0.5</b>
(参考)財源不足額	10.5	13.4	2.9	28.0
うち折半対象財源不足額	5.5	8.6	3.1	56.8

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額。

(H21.10 総務省概算要求資料より抜粋)